

新 旧 対 照 表

新	旧
高知県特用林産業新規就業者支援事業費補助金交付要綱	高知県特用林産業新規就業者支援事業費補助金交付要綱
<p>第1条から第3条 略</p> <p>(対象研修生)</p> <p>第4条 補助事業における対象研修生は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 地域林業の振興のために、補助事業者が必要と認める者（過去に研修助成金を受けた者を除く）</p> <p>(2) 義務教育を終了し、研修開始年度の4月1日現在において15歳以上65歳未満である者。ただし、補助事業者において、この範囲内において別に年齢制限を定めることを妨げない。</p> <p>(3) 研修開始時点において、特用林産業に従事していない者</p> <p>(4) 研修終了後1年以内に、自営等による特用林産業の経営を開始又は特用林産業の生産組合等（以下「生産組合等」という。）との常勤雇用契約の締結により就業を予定する新規就業希望者</p> <p><u>(5) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がない者</u></p> <p>(対象研修受入生産者等)</p> <p>第5条 補助事業における対象研修受入生産者等は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 特用林産業の経験が5年以上で、補助事業者等が認める生産者等、<u>又は研修施設等を持つ生産組合等</u></p> <p>(2) <u>対象研修生の1親等又は2親等（受入先が生産組合等の場合は、生産組合等の代表者の1親等又は2親等）に該当しない者</u></p> <p><u>(3) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がない者</u></p> <p>2 研修生の受入人数は、原則1人とする。ただし、研修施設を持つ特用林産業の生産組合等で受入れを行う場合又はやむを得ない理由があると知事が認める場合は、この限りでない。</p> <p>第6条から第22条 略</p>	<p>第1条から第3条 略</p> <p>(対象研修生)</p> <p>第4条 補助事業における対象研修生は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 地域林業の振興のために、補助事業者が必要と認める者（過去に研修助成金を受けた者を除く）</p> <p>(2) 義務教育を終了し、研修開始年度の4月1日現在において15歳以上65歳未満である者。ただし、補助事業者において、この範囲内において別に年齢制限を定めることを妨げない。</p> <p>(3) 研修開始時点において、特用林産業に従事していない者</p> <p>(4) 研修終了後1年以内に、自営等による特用林産業の経営を開始又は特用林産業の生産組合等（以下「生産組合等」という。）との常勤雇用契約の締結により就業を予定する新規就業希望者</p> <p>(対象研修受入生産者等)</p> <p>第5条 補助事業における対象研修受入生産者等は、次の各号のいずれかに該当する者とする。<u>ただし、研修受入生産者等が対象研修生の1親等又は2親等である場合（受入先が生産組合等の場合は、生産組合等の代表者の1親等又は2親等）は、補助事業の対象としない。</u></p> <p>(1) 特用林産業の経験が5年以上で、補助事業者等が認める生産者等</p> <p>(2) <u>研修施設等を持つ生産組合等</u></p> <p>2 研修生の受入人数は、原則1人とする。ただし、研修施設を持つ特用林産業の生産組合等で受入れを行う場合又はやむを得ない理由があると知事が認める場合は、この限りでない。</p> <p>第6条から第22条 略</p>

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月12日から施行し、平成22年度事業から適用する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された補助金については、第13条第1項第2号、第15条、第17条、第19条及び第21条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年3月18日から適用する。
- 2 この要綱による改正後の規定は平成28年4月1日以後に着手した補助事業から適用し、同日前に着手した補助事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年3月17日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年3月20日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月19日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月23日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月22日から適用する。

別表第1から別表第2 略

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月12日から施行し、平成22年度事業から適用する。
- 2 この要綱は、令和3年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された補助金については、第13条第1項第2号、第15条、第17条、第19条及び第21条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年3月18日から適用する。
- 2 この要綱による改正後の規定は平成28年4月1日以後に着手した補助事業から適用し、同日前に着手した補助事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年3月17日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年3月20日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月19日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月23日から適用する。

別表第1から別表第2 略

別記
第1号様式（第10条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県特用林産業新規就業者支援事業費補助金交付申請書

令和 年度において、高知県特用林産業新規就業者支援事業を実施したいので、高知県特用林産業新規就業者支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の経費区分

総事業費	補助対象経費		補助対象経費の負担区分		
			県補助金	市町村費	その他
円	円	円	円	円	円

3 事業実施計画書 略

別記
第1号様式（第10条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

印

令和 年度高知県特用林産業新規就業者支援事業費補助金交付申請書

令和 年度において、高知県特用林産業新規就業者支援事業を実施したいので、高知県特用林産業新規就業者支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の経費区分

総事業費	補助対象経費		補助対象経費の負担区分		
			県補助金	市町村費	その他
円	円	円	円	円	円

3 事業実施計画書 略

4 収支予算書

(1) 収入の部

区 分	予 算 額	備 考
県補助金	円	
市町村費	円	
その他	円	
計	円	

(2) 支出の部

区 分	予 算 額	備 考 (積算根拠等)
研修助成金	円	
謝 金	円	
その他	円	
計	円	

この収支予算書は、原本と相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

補助事業者

5 添付書類

- (1) 年間スケジュール、研修内容等を記載した研修カリキュラム (様式自由)
- (2) 補助事業者の補助金交付に関する条件等を規定した規則又は要綱
- (3) 県税の滞納がない旨を証する納税証明書等 (間接補助事業者)
- (4) 誓約書兼同意書 (別添1 及び別添2) (間接補助事業者)
- (5) 上記 (1) から (4) までに掲げるもののほか、事業実施内容の説明に必要な資料等

4 収支予算書

(1) 収入の部

区 分	予 算 額	備 考
県補助金	円	
市町村費	円	
その他	円	
計	円	

(2) 支出の部

区 分	予 算 額	備 考 (積算根拠等)
研修助成金	円	
謝 金	円	
その他	円	
計	円	

この収支予算書は、原本と相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

補助事業者

印

5 添付書類

- (1) 年間スケジュール、研修内容等を記載した研修カリキュラム (様式自由)
- (2) 補助事業者の補助金交付に関する条件等を規定した規則又は要綱
- (3) 上記 (1) 及び (2) に掲げるもののほか、事業実施内容の説明に必要な資料等

別添 1

誓約書兼同意書

私は、高知県特用林産業新規就業者支援事業費補助金の申請にあたり、高知県特用林産業新規就業者支援事業費補助金交付要綱の規定を遵守し、独立または雇用就業するため、研修に励むことを誓約します。

また、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）及び照会の結果について 市（町村）に提供することに同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

令和 年 月 日

高知県知事 様

研修生

住所

氏名（自署の場合は押印不要）

別添 2

誓約書兼同意書

私は、高知県特用林産業新規就業者支援事業費補助金の申請にあたり、高知県特用林産業新規就業者支援事業費補助金交付要綱の規定を遵守し、研修生への指導にあたることを誓約します。

また、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）及び照会の結果について 市（町村）に提供することに同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

令和 年 月 日

高知県知事 様

研修受入生産者等

住所

氏名（自署の場合は押印不要）

第2号様式（第14条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県特用林産業新規就業者支援事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（又は変更決定通知）がありました補助金について、下記のとおり計画を変更したので、高知県特用林産業新規就業者支援事業費補助金交付要綱第14条第1項の規定により、申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 補助金変更交付申請額
金 円
- 3 変更の内容

区分	総事業費	補助対象 経費	補助対象経費の負担区分		
			県補助金	市町村費	その他
当初A	円	円	円	円	円
変更B	円	円	円	円	円
増減 (B-A)	円	円	円	円	円

4 事業実施計画書（変更後） 略

第2号様式（第14条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長 印

令和 年度高知県特用林産業新規就業者支援事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（又は変更決定通知）がありました補助金について、下記のとおり計画を変更したので、高知県特用林産業新規就業者支援事業費補助金交付要綱第14条第1項の規定により、申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 補助金変更交付申請額
金 円
- 3 変更の内容

区分	総事業費	補助対象 経費	補助対象経費の負担区分		
			県補助金	市町村費	その他
当初A	円	円	円	円	円
変更B	円	円	円	円	円
増減 (B-A)	円	円	円	円	円

4 事業実施計画書（変更後） 略

5 収支予算書（変更後）

(1) 収入の部

区 分	予 算 額	備 考
県補助金	円	
市町村費	円	
その他	円	
計	円	

(2) 支出の部

区 分	予 算 額	備 考 (積算根拠等)
研修助成金	円	
謝 金	円	
その他	円	
計	円	

(注) 変更前の内容を上段に括弧書きで記入してください。

この収支予算書は、原本と相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

補助事業者

6 添付書類

- (1) 年間スケジュール、研修内容等を記載した研修カリキュラム（様式自由）
- (2) 上記に掲げるもののほか、事業の変更内容の説明に必要な資料等

5 収支予算書（変更後）

(1) 収入の部

区 分	予 算 額	備 考
県補助金	円	
市町村費	円	
その他	円	
計	円	

(2) 支出の部

区 分	予 算 額	備 考 (積算根拠等)
研修助成金	円	
謝 金	円	
その他	円	
計	円	

(注) 変更前の内容を上段に括弧書きで記入してください。

この収支予算書は、原本と相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

補助事業者

印

6 添付書類

- (1) 年間スケジュール、研修内容等を記載した研修カリキュラム（様式自由）
- (2) 上記に掲げるもののほか、事業の変更内容の説明に必要な資料等

第3号様式（第16条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県特用林産業新規就業者支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（又は変更決定通知）に基づき、下記のとおり令和 年度高知県特用林産業新規就業者支援事業を実施しましたので、高知県特用林産業新規就業者支援事業費補助金交付要綱第16条の規定により、その実績を報告します。

記

1 事業の成果

2 事業の実績

総事業費	補助対象経費	補助対象経費の負担区分		
		県補助金	市町村費	その他
円	円	円	円	円

3 収支精算書 略

4 添付書類 略

第3号様式（第16条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長 印

令和 年度高知県特用林産業新規就業者支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（又は変更決定通知）に基づき、下記のとおり令和 年度高知県特用林産業新規就業者支援事業を実施しましたので、高知県特用林産業新規就業者支援事業費補助金交付要綱第16条の規定により、その実績を報告します。

記

1 事業の成果

2 事業の実績

総事業費	補助対象経費	補助対象経費の負担区分		
		県補助金	市町村費	その他
円	円	円	円	円

3 収支精算書 略

4 添付書類 略

第4号様式（第17条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

就業状況報告書

高知県特用林産業新規就業者支援事業費補助金交付要綱第17条第1項の規定により、下記のとおり就業状況を報告します。

記

1 研修終了生氏名

2 研修終了年月日

令和 年 月 日

3 報告対象期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

4 就業（予定）時期

	既に就業している	令和 年 月 日就業
	まだ就業していない	令和 年 月就業予定

(注) 1 どちらかにチェックを付けてください。
2 まだ就業していないにチェックを付けた場合は、5の項目は記入不要です。

5 就業場所

名称：
所在地：
電話番号：

(注) 研修終了生ごとに作成してください。

第4号様式（第17条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長 印

就業状況報告書

高知県特用林産業新規就業者支援事業費補助金交付要綱第17条第1項の規定により、下記のとおり就業状況を報告します。

記

1 研修終了生氏名

2 研修終了年月日

令和 年 月 日

3 報告対象期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

4 就業（予定）時期

	既に就業している	令和 年 月 日就業
	まだ就業していない	令和 年 月就業予定

(注) 1 どちらかにチェックを付けてください。
2 まだ就業していないにチェックを付けた場合は、5の項目は記入不要です。

5 就業場所

名称：
所在地：
電話番号：

(注) 研修終了生ごとに作成してください。

第5号様式（第18条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県特用林産業新規就業者支援事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）がありました高知県特用林産業新規就業者支援事業費補助金を概算交付されるよう、高知県特用林産業新規就業者支援事業費補助金交付要綱第18条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 概算払請求額

補助金交付決定額①	金	円
既交付額②	金	円
今回請求額③	金	円
残額（①－②－③）	金	円

2 概算払を必要とする理由

第5号様式（第18条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長 

令和 年度高知県特用林産業新規就業者支援事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）がありました高知県特用林産業新規就業者支援事業費補助金を概算交付されるよう、高知県特用林産業新規就業者支援事業費補助金交付要綱第18条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 概算払請求額

補助金交付決定額①	金	円
既交付額②	金	円
今回請求額③	金	円
残額（①－②－③）	金	円

2 概算払を必要とする理由